

人材紹介契約書

株式会社*****（以下「甲」という）と、Tech Japan株式会社（以下「乙」という）は、以下の業務について下記の通り契約を締結する。

第1条（業務）

甲は乙に、甲の人材採用ならびに業務委託者検討に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画または業務委託計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者が探索した人材を選抜・紹介し、採用または業務委託契約締結にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条（報酬）

1. 甲は、コンサルティング料として、乙が紹介し（以下「被紹介者」という）、甲が採用した者（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の35%（税別）を乙に支払うものとする。上記「理論年収」は、次の算式により計算する。
理論年収＝（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他定期的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）
なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。
2. 尚、被紹介者と甲が業務委託契約を締結した場合は、業務委託契約期間に業務委託契約を締結した者（以下「被契約者」という）に支払う契約金額の35%を乙に支払うものとする。尚、甲と被契約書との契約期間を延長した場合は、1年間を上限に既に支払い済金額との差分を乙に支払うものとする。
3. また甲乙並びに被契約者との合意の上で業務委託契約から甲への直接雇用へと切り替える場合は、別途コンサルティング料を甲から乙に支払うものとする。尚、コンサルティング料に関しては第2条1項に記載の算式により計算する。
4. 被採用者が、入社6ヶ月未満に被採用者に起因する事由により甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を下記の表に従い甲に返還するものとする。尚、被採用者に起因する事由による退職には、被採用者の能力不足・就業規則違反等による退職・解雇・または自己都合による退職を含むものとし、甲の業績悪化による整理解雇等の会社都合による解雇および本人の死亡による退職は含まない。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から1ヶ月未満	80%
入社から3ヶ月未満	50%
入社から6ヶ月未満	10%

5. また被契約者が、初回契約から6か月未満に被契約者に起因する事由により甲との業務委託契約を終了した場合、乙は業務委託契約終了時期に応じて、受領したコンサルティング料を下記の行に従い甲に返還するものとする。尚、被契約者に起因する事由による業務委託契約終了には、被契約者の能力不足・契約規則違反、または被契約者の自己都合による業務委託契約終了を含むものとし、甲の業績悪化による業務委託契約終了等の甲の都合による業務委託契約終了は含まない。

業務委託契約終了時期	返還するコンサルティング料
初回契約開始日から1ヶ月未満	80%
初回契約開始日から3ヶ月未満	50%
初回契約開始日から6ヶ月未満	10%

6. その他、双方事情によりイレギュラーのケース（急遽人材や業務委託者が必要となるための料率の一時的

なキャンペーン実施等) の場合が生じた場合は協議の上、料率を定めるものとする。

第3条 (支払)

1. 甲は第2条1項、2項及び3項に定める報酬を、被採用者の入社月または被契約者との業務委託契約開始日の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
2. 乙は、第2条4項及び5項に基づくコンサルティング料返還義務が生じた場合、返還金を、被採用者の退職または被契約者の業務委託契約終了月の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第4条 (オーナーシップ)

甲が、候補者を不採用と判断して乙に通知した後、不採用通知日から起算して1年以内に当該候補者を甲又は甲の親会社、子会社若しくは関連会社において採用した場合には、これを乙の紹介によるものとみなし、甲は乙に対して、第2条に定めるコンサルティング料を支払うものとする。

第5条 (資料の揭示)

甲は、乙がコンサルティング業務を行うために、募集人材のスペック、採用後の業務内容、給与の予定、業務委託契約料等、乙が要求する必要な情報を提供するものとする。

第6条 (紹介条件等の開示・公開)

甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、甲が第5条に基づき提供した情報および一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営、提供するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意するものとする。

第7条 (機密保持)

乙は、甲よりコンサルティング業務の依頼があった事実のほか、第5条に基づき受領した情報を、機密として保持し、甲の事前の同意なく第三者（乙が候補者として甲に紹介する者を除く）に開示してはならない。但し、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とする。

- 1 甲から開示を受ける前に既に乙で保有し、または乙が第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報
- 2 甲から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報
- 3 甲から開示を受けた後に乙の責によらず公知となった情報
- 4 甲から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく乙が入手した情報
- 5 裁判所や行政機関からの命令により乙が開示を求められた情報

第8条 (個人情報)

甲は、乙から知り得た被紹介者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用または業務委託契約締結の目的以外に使用してはならない。また、甲は、採用または業務委託契約の締結をしないと決めた被紹介者の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

第9条（候補者の同意取得）

乙は、乙の個人情報保護方針への同意を被紹介者より取得する。この同意は、被紹介者情報を採用管理システムに登録する前に取得するものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約する。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。
 - 1 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
 - 2 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
 - 3 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

第11条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による異議申し立てのないときは、本契約は1年間同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。
2. 第2条、第3条、第4条、第7条および第8条の規定は、本契約の期間満了または終了後も存続するものとする。

第12条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。
 - 1 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - 2 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - 3 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - 4 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - 5 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - 6 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしようとしたとき
 - 7 その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第 13 条（協議）

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決する。

第 14 条（裁判管轄）

第 13 条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

本契約書は 2 通作成し、甲、乙が各 1 通を所持するものとする。ただし、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

****年**月**日

甲 株式会社****

乙 Tech Japan株式会社
代表取締役 西山 直隆